東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六六七、二八九円	六四六、一〇〇円	六四〇、八〇三円	六三五、五〇六円	六一九、六一四円	六一四、三一七円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　市津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	上記以外の市町村
六〇九、〇二〇円	五九八、四二五円	五八七、八三一円	五七七、二三六円	五七一、九三九円	五六一、三四五円

3～5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六四一、八六三円	六二一、五二二円	六一六、四三七円	六一一、三五一円	五九六、〇九五円	五九一、〇一〇円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　市津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	上記以外の市町村
五八五、九二五円	五七五、七五四円	五六五、五八三円	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円

3～5　［同上］

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二第一項及び第六十二条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。